

<一般委託>

令和4年度追浜駅前第2街区人工地盤効果分析調査業務 仕様書

令和4年度追浜駅前第2街区人工地盤効果分析調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	追浜駅前第2街区市街地再開発事業に関連し、整備を行う歩行者専用通路(ペDESTリアンデッキ)の費用便益を分析するものである。
2	履行期間	契約日から90日間
3	施行場所	横須賀市追浜町3丁目付近
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	特になし
7	資格要件	特になし
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	経営企画部まちづくり政策課 田中康太郎 046-822-9952

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

特記仕様書

1 業務名

令和4年度追浜駅前第2街区人工地盤効果分析調査業務

2 業務概要

費用便益分析 1式

3 履行場所

横須賀市追浜町3丁目付近

4 履行期間

契約の日から90日間

5 目的

本業務は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、追浜駅前第2街区市街地再開発事業に関連し、整備を行う歩行者専用通路（ペDESTリアンデッキ）の費用便益分析を行うことにより、当該事業に対する投資の効率性及び妥当性を検証するものである。

6 業務仕様

本業務は上記の歩行者専用通路（ペDESTリアンデッキ）整備事業を対象として、「都市再生交通拠点整備事業に関する費用便益分析マニュアル（案）」（平成13年4月 国土交通省 都市・地域整備局）（以下、「費用便益分析マニュアル」という。）等に基づき費用便益分析による事業評価を行う。
なお、特記仕様書を最優先するものとする。

7 一般事項

- （1）請負者は、本業務の趣旨、内容、目的等を把握し、現場において必要と思われる事項が生じた場合は、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- （2）設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献（ページ）を成果品に詳細を記述すること。
- （3）印刷製本、トレース等の簡易業務以外の技術的判断を必要とする業務を第三者に請負わせてはならない。本業務に当っては、関係機関と十分な調整を行い、安全確保に万全な措置を講ずるものとする。
- （4）請負者は、現地において私(公的)物件に損傷を与えないよう注意し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において処理するものとする。

8 業務内容について

(1) 対象施設整備計画の概要整理

①対象整備計画の整理

既存資料を基に、対象施設の計画地の現状、及びペDESTリアンデッキの整備計画（整備区間・幅員、昇降施設位置、概算事業費、整備スケジュール等）の概要を整理する。

②交通量等の整理

現状（整備前）及びペDESTリアンデッキ供用後（整備後）の歩行者流動を設定し、整備前後の歩行者交通量及び経路の変化について検討する。また、歩行者の移動に関する交通状況（信号交差点の現示、駅利用者数の経年変化等）について整理をする。なお、歩行者流動や交通状況に関するデータについては、過年度調査結果等の既存資料も活用する。

(2) 費用便益分析の検討

①整備効果の項目整理

前記(1)を踏まえ、既存の費用便益分析マニュアル等を参考に、ペDESTリアンデッキの整備により想定される効果等の内容や考え方について整理する。

②便益の算定

上記の検討結果から、ペDESTリアンデッキ整備に伴う便益を算定する。

なお、算定する便益については、費用便益分析マニュアルを参考に歩行者の移動時間短縮・移動サービス向上を基本とし、必要に応じてその他便益を検討する。

③費用の算定

既存資料を基にペDESTリアンデッキ整備に係る年度別事業費、並びに維持管理費を設定する。

④費用便益分析

上記の②で整理された便益及び③の費用に基づき、費用便益分析を行う。

(3) 報告書作成

本調査の検討成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(4) 打合せ協議

打合せは着手時、中間時、成果品納入時を基本とし、その他、業務状況に行うものとする。

9 成果品について

(1) 報告書は、3部作成すること(A4判ファイル綴じ)。

(2) 報告書をPDFに変換し、CDまたはDVDに記録し報告書に添付すること。

10 その他

- (1) 業務開始前に業務計画書を提出し、本市監督員の承諾を得ること。
- (2) 本業務より知りえた内容については、いかなる場合においても他に漏洩してはならない。
- (3) 業務完了後に内容について誤りが認められる場合は、請負者は速やかに訂正を行うこと。
- (4) 業務の進捗状況等について監督員と密に連絡を取り、業務が円滑に履行できるよう配慮すること。
- (5) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は監督員と協議のうえ決定すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

追浜駅前第2街区市街地再開発事業に伴う人工地盤 配置図

No Scale

